# PFIの推進に関する第三次提言

提言のポイント

日本経団連 平成16年2月13日

# サービスの提供を主眼とした案件の採用が必要

サービス提供を主眼とするPFI(施設の建設を伴わない)が PFI法の対象となるのか不明確



PFI法上、施設の建設を伴わない事業も認める旨 明記する

# 民間の創意工夫を最大限発揮させることが必要

民間事業者発案のPFIが一例もない



### ガイドラインを定め、

民間事業者の発案にインセンティブを与える (例えば入札において発案者に一定の持ち点を与える等、 手続に際して発案者を優遇する等)

《PFI事業の発案には、調査・立案段階で多大な費用がかかる》

# 入れ手続の改善

公共側の求めるものが明らかでないことがある公共側が想定している予算規模が明らかでなく、 入札価格等の見積を行う上で障害となる 民間の創意工夫が活かされた事業が必ずしも 選定されるわけではない 入札プロセスが不透明な場合がある



#### PFI法やガイドラインにて以下を定める

- ① 発注者と民間事業者とが入札前に事業に求められる民間の ノウハウについて協議可能とする
- ② 事業に見込まれる経費およびその算定基準(PSC,VFM等)を公表する
- ③ 入札に際して、価格以外の要素の配点を高くする
- ④ 選定されなかった事業者に対する理由説明を徹底する

# 税制・補助金の中立性確保

事業の所有権が公共側にある場合(BTO)、固定資産税等が免税となるが、事業の所有権が民間側にある場合(BOT)は課税される

民間事業者を公募する段階で免税措置や補助金交付の有無が確定していないケースがある



#### <u>P F I 法 を 改 正</u>し 、

BOTの場合でもBTO同様固定資産税等を免除する 免税措置、補助金交付の有無は競争条件を左右する ので、募集段階で確定させる(確定できない場合は、仮の 条件を設定し、公平な条件下での入札を実現する)

# 公物管理に関する規制の緩和・法整備

公物管理に関する規制ならびに法制の不備が 事業推進に悪影響を与える恐れがある。



#### PFI法ならびに関連法規において

指定管理者制度等に関する規則(指定手続き、管理の基準および業務の範囲等)を整備する

PFIの事業期間と公共物の占用期間とを一致させる 《不一致はリスク要因》

# 民間収益部分の流動化による事業形態の多様化

付帯する民間収益部分は第三者への転売ができず、 事業の多角化や資金回収の障害となっている



#### <u>PFI 法 を 改 正 し</u>、

付帯民間収益部分の経営権の第三者への譲渡等 について規制を緩和する

《民間収益施設が当初の目的を達成していれば、その所有者が誰かということは本質的な問題ではないはず》

## 契約に関する指針の明確化

契約に関する指針が曖昧で、契約解除後の賠償のありかた等 が法的に不安定となる恐れがある



#### ガイドラインを定め、以下を実現する

公共側は賠償金支払のための新たな議会の議決を経る必要はない

事業が倒産に直面したとき、融資金融機関等が当該事業を一時譲受の上(Step-in)、譲渡先を捜すことができる

民間事業者が支払う賠償額の上限を予め設定しておくことができる